

ジステンパー・犬アデノウイルス(2型)感染症・犬 パルボウイルス感染症混合生ワクチン

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス(2型)感染症・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチンの 3.3.4、3.3.6(迷入ウイルス試験法 2.6.1 及び 2.8.2 を除く。)、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。